平成２８年（フ）第２５５号
埼玉県入間市大字狭山台152番地
債務者　後藤　勇太
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西本　昌弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月12日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２７４号
埼玉県比企郡川島町大字吹塚777番地13
債務者　猪鼻　信弘
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　庸久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３０３号
埼玉県所沢市東狭山ケ丘１丁目49番地の２
債務者　コントレイル梅原商店こと　梅原　治
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　志摩　　勇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月12日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３０４号
埼玉県所沢市東狭山ケ丘１丁目49番地の２
債務者　梅原　由美
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　志摩　　勇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月12日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６４４号
埼玉県川口市並木３丁目18番24号
債務者　人見　貞道
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅原　啓高
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６４５号
埼玉県川口市並木３丁目18番24号
債務者　人見　茂美
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅原　啓高
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５３６号
京都府久世郡久御山町下津屋室ノ城59番地18
債務者　西尾　次生
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑中　宏夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月19日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５８７号
東京都足立区皿沼１丁目20番13号
債務者　鈴木　建夫
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　根岸　　遼
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月24日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６７号
盛岡市本町通２丁目13番33号
債務者　苫米地聡子
1　決定年月日時　平成28年６月24日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山中　俊介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月13日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１５１号
宮崎市源藤町堤下646番地１
債務者　三谷　　太
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒木　昭秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第６１号
北海道余市郡余市町大川町20丁目３番地１
川田マンション１Ｆ、前住所北海道余市郡余市町大川町11丁目２番地
債務者　岡田貴葦子
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第７０号
北海道苫小牧市木場町３丁目11番２号
債務者　平塚　理恵
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第１４９号
新潟市西区大野450番地２　大野藤山市営住宅Ｂ棟212号
債務者　新　　盛宏
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１５０号
新潟市西区大野450番地２　大野藤山市営住宅Ｂ棟212号
債務者　新　加夏子
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１５２号
新潟県燕市吉田法花堂2226番地６　68シェル　103号
債務者　中道　佑介
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１５５号
新潟市北区新元島町4018番地58
債務者　坂上　敬彦
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１６２号
新潟市中央区西受地町4959番地　田中アパート２Ｆ
債務者　加藤　光子
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
新潟地方裁判所民事部